

障がいのある人もない人も共に自分らしく暮らすためのまちづくり条例

# ともまち条例

**条例の推進に係る  
令和5年度の主な取組について**

# 条例の推進に係る令和5年度の主な取組について

関連条項	取組内容															
<p>第15条 (周知啓発の実施)</p>	<p>■リーフレット等の作成・周知 ※リーフレットのイメージは「資料1」参照 (ポスター・チラシは内容を絞り作成)</p> <table border="1" data-bbox="536 254 1997 729"> <thead> <tr> <th data-bbox="536 254 774 311">媒体</th> <th data-bbox="774 254 1997 311">周知内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="536 311 774 372">ホームページ</td> <td data-bbox="774 311 1997 372">条例の概要、差別に関する相談先など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 372 774 486">広報さんじょう</td> <td data-bbox="774 372 1997 486">4月…条例の概要 5月以降…コーナーを設け、月号、差別や合理的配慮事例など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 486 774 548">出張トーク</td> <td data-bbox="774 486 1997 548">申込者の意向に応じて内容を調整(差別や合理的配慮事例など)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 548 774 609">ポスター・チラシ</td> <td data-bbox="774 548 1997 609">合理的配慮、相談窓口について ※タクシーの車内、公共施設などに掲示</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 609 774 671">小・中学校</td> <td data-bbox="774 609 1997 671">差別や合理的配慮について</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 671 774 729">SNS</td> <td data-bbox="774 671 1997 729">差別に関する相談先、相互理解に向けたイベント等</td> </tr> </tbody> </table>		媒体	周知内容	ホームページ	条例の概要、差別に関する相談先など	広報さんじょう	4月…条例の概要 5月以降…コーナーを設け、月号、差別や合理的配慮事例など	出張トーク	申込者の意向に応じて内容を調整(差別や合理的配慮事例など)	ポスター・チラシ	合理的配慮、相談窓口について ※タクシーの車内、公共施設などに掲示	小・中学校	差別や合理的配慮について	SNS	差別に関する相談先、相互理解に向けたイベント等
媒体	周知内容															
ホームページ	条例の概要、差別に関する相談先など															
広報さんじょう	4月…条例の概要 5月以降…コーナーを設け、月号、差別や合理的配慮事例など															
出張トーク	申込者の意向に応じて内容を調整(差別や合理的配慮事例など)															
ポスター・チラシ	合理的配慮、相談窓口について ※タクシーの車内、公共施設などに掲示															
小・中学校	差別や合理的配慮について															
SNS	差別に関する相談先、相互理解に向けたイベント等															
<p>第13条 (調整委員会の設置等)</p>	<p>■三条市障がいを理由とする差別解消のための調整委員会の設置</p> <p>【委員構成(案)】10人</p> <table border="1" data-bbox="536 876 1997 1390"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="536 876 1417 933">区 分</th> <th data-bbox="1417 876 1997 933">所 属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="536 933 723 1195">1号委員</td> <td data-bbox="723 933 1417 1195">法律、医療、福祉、教育、交通、雇用の関係者</td> <td data-bbox="1417 933 1997 1195">新潟県弁護士会 三条市医師会 障がい福祉サービス提供事業者 教育委員会 三条市公共交通協議会 三条公共職業安定所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1195 723 1252">2号委員</td> <td data-bbox="723 1195 1417 1252">民間団体の代表者</td> <td data-bbox="1417 1195 1997 1252">三条商工会議所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1252 723 1390">3号委員</td> <td data-bbox="723 1252 1417 1390">障がいある人又はその保護者、保護者以外の家族その他の当該障がいのある人を支援する者が組織する団体を代表する者</td> <td data-bbox="1417 1252 1997 1390">障がい当事者等</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		所 属	1号委員	法律、医療、福祉、教育、交通、雇用の関係者	新潟県弁護士会 三条市医師会 障がい福祉サービス提供事業者 教育委員会 三条市公共交通協議会 三条公共職業安定所	2号委員	民間団体の代表者	三条商工会議所	3号委員	障がいある人又はその保護者、保護者以外の家族その他の当該障がいのある人を支援する者が組織する団体を代表する者	障がい当事者等		
区 分		所 属														
1号委員	法律、医療、福祉、教育、交通、雇用の関係者	新潟県弁護士会 三条市医師会 障がい福祉サービス提供事業者 教育委員会 三条市公共交通協議会 三条公共職業安定所														
2号委員	民間団体の代表者	三条商工会議所														
3号委員	障がいある人又はその保護者、保護者以外の家族その他の当該障がいのある人を支援する者が組織する団体を代表する者	障がい当事者等														

関連条項

取組内容

第14条  
(情報・コミュニケーション支援)

■手話通訳の拡充

・手話通訳者の窓口設置時間の拡大

R5年度	現 行
月・火：11:00～15:00 (4時間)	月・火：11:00～14:00 (3時間)
木・金：12:00～16:00 (4時間)	木・金：12:00～15:00 (3時間)

・手話奉仕員の養成

手話を身近なものにしていくため、市の出張トークのメニューに「手話講座」を新設するとともに、手話奉仕員養成講座を開設

年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
講座内容	入門編 ※1クール：6か月				
	基礎編 (入門編終了者向け) ※1クール：6か月				

【目標】 令和7年度までに手話通訳者3人、手話奉仕員登録者20人体制の実現  
※現在：手話通訳者1人、手話奉仕員登録者11人

■手話通訳以外のコミュニケーションツールの導入・普及啓発 ※音声の自動翻訳

コミュニケーション支援アプリ「UDトーク」の導入・普及啓発を通じ、障がいのある方を始めとする各種窓口等での手続きや相談をサポート

■避難所へのコミュニケーションボードの設置

イラストの指差し等により意思や状況を伝えることができるコミュニケーションボードを設置

第15条  
(周知啓発の実施)

■フォーラム等の開催

・相互理解を図るためのフォーラムを開催

第17条  
(交流機会の創出)

“ツナガル”フォーラム R5.12/3 (土)	4月：出演者、学生ボランティアを募集 5月：出演者・学生ボランティアからなる実行委員会を組織した上で、内容を検討し、準備を進めていく
----------------------------	---

・福祉事業者等に対する差別事案に対する感覚の深化に向けた研修等の実施

第16条  
(社会参加の促進)  
第17条  
(交流機会の創出)

■**障がい者福祉活動サポート交付金の交付**  
社会福祉法人等が行う障がい者の社会参加活動や地域交流活動への支援

R5の交付金による活動    ふれあい感謝祭、地域の清掃・緑化活動、精神保健福祉フォーラム など

■**地域活動支援センターの充実**  
新たに、いちごの栽培を中心とする地域活動支援センターを開設し、社会参加のための選択肢を増やすとともに、地域の方々との交流機会を創出

■**スポーツ、文化・芸術活動**  
次期総合計画の取組に位置付けており、それぞれニーズに即した活動を推進

第18条  
(心理的支援)

■**カウンセリングの実施**  
福祉課にカウンセラーを配置し、LINE相談を中心にカウンセリングを実施

第19条  
(認証)

■**ツナガルカンパニー(共生社会推進企業)認証制度の創設**  
共生社会の実現に向けた取組を積極的に実施する事業者の認証にあたっては、厳しい認証基準を設けるのではなく、**合理的配慮の提供を意識するツール**として運用していく(一部業務委託予定)

【認証の流れ】

- ① 次のA・Bいずれかの方法で、条例が目指すまちづくりの方向性を確認  
A:市ホームページに掲載する動画の閲覧    B:出張トークを活用
- ② A・Bに付属する申請書に、確認したまちづくりの方向性を踏まえ、実施していくこと(していること)を記載し福祉課に提出  
※提出方法は、持参、郵送、メールのほか、電子申請についても検討中
- ③ 申請内容を確認し、ツナガルカンパニー認証シールの発送をもって認証とする

【目標】 日常生活により身近な「小売業(飲食店含む)」995事業所と「医療施設」126施設、計1,121事業所を中心に市内全事業所に拡げていく

年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
認証数累計 (割合)	100 (10%)	200 (20%)	300 (30%)	400 (40%)	500 (50%)

第20条  
(協議会の設置)

■**地域自立支援協議会**

これまで地域の障がい福祉に関するシステムづくりにおいて中核的な役割を果たす協議の場である地域自立支援協議会の構成を見直し、総合的に施策を推進していく

【委員構成(案)】25人 **※朱書き箇所が見直し部分**

区 分		所 属
	学識経験者	新潟医療福祉大学 新潟県弁護士会
2号委員	障がい福祉サービス等事業者	障がい福祉サービス提供法人 地域活動支援センター委託法人
3号委員	保健・教育・雇用機関関係者	三条地域振興局 新潟県立月ヶ岡特別支援学校 三条公共職業安定所
4号委員	障がい福祉関係団体・ <b>自助活動団体</b> の関係者	三条市身体障害者福祉協会 市内自助活動団体( <b>障がい児</b> ・者)
5号委員	<b>民間・公共交通機関の関係者</b>	三条商工会議所 <b>三条市医師会</b> <b>三条市公共交通協議会</b>
6号委員	<b>地域福祉の関係者</b>	<b>三条市社会福祉協議会</b>
7号委員	その他市長が必要と認める者	

【部会構成(案)】

計画推進部会	権利擁護部会	就労支援部会
2号委員 <b>から選考</b>	1号委員 <b>から選考</b>	2号委員 <b>から選考</b>
3号委員 <b>〃</b>	2号委員 <b>〃</b>	3号委員 <b>〃</b>
4号委員 <b>〃</b>	4号委員 <b>〃</b>	4号委員 <b>〃</b>
6号委員	5号委員 <b>〃</b>	5号委員 <b>〃</b>
	6号委員	民間事業者